

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

29年度調査

補助金の名称	小石川福祉作業所大規模改修関係経費等補助金							
根拠規定等	文京区立小石川福祉作業所大規模改修関係経費等補助金交付要綱							
創設年月	平成	29	年	6	月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月	平成30年3月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	3 心身障害者福祉施設費	2 心身障害者福祉作業所管理運営費	1 事業運営費	障福02-02		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	小石川福祉作業所の改修工事期間中に、社会福祉法人が設置する障害者施設で利用者を受け入れることに伴い、社会福祉法人が負担を要する経費の一部を区が補助することにより、利用者に対して就労継続支援B型サービスの提供と継続的な支援を行うことを目的とする。	
補助事業等の内容	小石川福祉作業所の大規模改修の実施に伴う小石川福祉作業所の利用者の一部の一時的な受入れに係る事業経費を補助する。	
補助対象経費の内容	①受入れ対象者に対するサービス水準を維持する事業経費 ②受入れに伴う補助対象者が提供する障害者福祉施設の利用に協力する事業経費 ③受入れ対象者の送迎を見守る事業経費	
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他	
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人 佑啓会	
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 ②10,054,000円)	
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	
	〔その他の場合は具体的に記入〕 ①区立作業所と民間作業所の利用者負担分の差額の補填及び行事実施に係る経費 ③実施事業に係る人件費 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 ②普通財産の評価額より積算した賃料相当分	
公募の状況	非公募	
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()	
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合 区 - 国 - 都 - 補助対象者 - 上乗せの内容・理由

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	改修工事期間中も、小石川福祉作業所利用者に対して区立福祉作業所と同等のサービスを提供するための補助事業であり、区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想実施計画の計画事業であり、区の障害者福祉の充実につながるため、区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	改修工事期間中に、小石川福祉作業所の利用者を社会福祉法人の施設で受け入れることに伴う補助事業のため、区の負担で行うべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	改修工事期間中に、小石川福祉作業所利用者の通所先がなくなってしまうことから、利用者には大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	改修工事期間中に、小石川福祉作業所利用者に対して就労継続支援B型サービスを提供しながら利用者支援を継続的に行うための補助事業であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	改修工事期間中も、小石川福祉作業所利用者は区立福祉作業所と同等のサービスを受けることができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	改修工事期間中の代替施設を区が独自に整備することなく、小石川福祉作業所利用者が区立福祉作業所と同等のサービスを受けることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	改修工事期間中も継続して福祉作業所のサービスを利用することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助対象は、小石川福祉作業所の事業委託法人であり、就労継続支援B型サービスを提供しながら利用者支援を継続的に行うことができるため、合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書等により、適切な会計処理であること、適正な使途であることを確認する。

4 交付実績

(件、千円)

項目	29年度(予算)			
交付(見込み)件数	1			
決算(予算)額	18,702			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	18,702			
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

補助事業の実施を確認し、適正な補助金の交付を行う。